

令和元年度茨城県計画に関する 事後評価

令和 5 (2023) 年 11 月
茨城県

事業の実施状況（医療分）

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3（医療分）】 政策医療提供体制整備事業	【総事業費】 599,045 千円
事業の対象となる区域	全保健医療圏	
事業の実施主体	茨城県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携を推進するためには、地域において、小児・周産期・救急等の政策医療を担う拠点となる医療機関の体制整備が必要である。</p> <p>・本県においては、政策医療を担う拠点となる医療機関の体制が脆弱であることから、各地域医療構想調整会議の議論の中で、拠点整備に向けた集約化や連携の構築による体制整備が課題となっている。</p> <p>アウトカム指標：</p> <p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小児死亡率(小児人口 10 万人対)の減少 23.4 人(R2) → 18.0 人(R4) ※全国平均以下 <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期母子医療センター施設数 総合：3 病院、地域：4 病院(R3) → 総合：3 病院、地域：4 病院(R4) ※施設数の維持 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送時間の短縮 44.1 分(R2) → 40.6 分(R4) ※全国平均以下 	
事業の内容（当初計画）	<p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療の拠点となる病院の機能強化に必要な施設整備及び人材確保に係る経費等を支援する。 <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療の拠点となる病院や分娩取扱医療機関の強化に必要な施設整備及び人材確保に係る経費等を支援する。 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の政策医療の拠点となる病院の機能強化に必要な施 	

	<p>設整備及び人材確保に係る経費等を支援する。</p> <p>→ 上記事業を実施することにより、政策医療を担う拠点病院が整備され、医療機能の分化・連携が進み、不足している回復期病床の整備が促進されるとともに、高度急性期、急性期病床へ適正な患者が入院することになり、在院日数の短縮にも寄与する。</p>
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 輪番制：3、拠点病院制：5 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 30 施設 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院の体制整備支援 2 病院
アウトプット指標 (達成値)	<p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 輪番制：3、拠点病院制：5 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 30 施設 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院の体制整備支援 2 病院
事業の有効性・効率性	<p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小児死亡率(小児人口 10 万人対)の減少 23.4 人(R2) → 22.9 人(R4) <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期母子医療センター施設数 総合：3 病院、地域：4 病院(R3) → 総合：3 病院、地域：4 病院(R4) <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送時間の短縮 茨城県 44.1 分(R2) → 48.3 分(R4) 全国平均 40.6 分(R2) → 47.2 分(R4) <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全 8 医療圏で、小児救急医療を担う病院の体制整備に係る経費を支援することができ、乳児・幼児死亡率(小児人口 10 万人対)は、当初(R2)と比較し低下した。今後も目標値を達成できるよう、小児救急医療を担う病院への

	<p>支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・産科医療機関への補助については、30 施設に支援することができた。今後は、対象医療機関への必要な支援についての効果測定を行う。・日立総合病院の体制整備を行った結果、令和3年4月から新生児の受入が、令和4年4月に母体搬送の受入が再開され、地域周産期母子医療センターとして本格稼働した。・救急搬送時間の短縮には地域の中核医療機関の受入体制強化が重要と考えている。その中で、特に医療資源が乏しく搬送時間が長くなっている鹿行地域、県北山間地域の中核医療機関に、県主導で医師を派遣することにより、受入体制の強化を図ることができた。・目標の全国平均以下は達成できなかったが、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大により救急搬送時間が延伸している中で、本県はこれらの対策等を講じた結果、令和2年と比較し全国平均との差を 2.4 分短縮することができた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none">・各地域の実情に応じ、輪番制方式による3医療圏、拠点病院方式による5医療圏での運営費補助を行うことで、休日・夜間における小児救急患者への医療提供体制を維持することができた。・分娩取扱医療機関に対して、当直非常勤医師の確保経費を補助することで、周産期医療体制を維持することができた。
その他	

事業の実施状況（介護分）

事業名	【No.5-11（介護分）】 入門的研修事業	【総事業費】 3,858千円
事業の対象となる区域	県内全高齢者福祉圏	
事業の実施主体	茨城県（委託先：一般社団法人 茨城県介護福祉士会）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： 【いばらき高齢者プラン21 計画期間：平成30年度～令和2年度】 ・介護職員数 36,514人 → 41,929人 【いばらき高齢者プラン21 計画期間：令和3年度～令和5年度】 ・介護職員数 42,001人 → 47,012人	
事業の内容（当初計画）	介護に関する入門的な知識や技術を習得する研修を実施し、研修修了後は福祉人材センターへの登録、マッチングに繋げる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修参加人数 100人	
アウトプット指標（達成値）	研修参加人数 134人 （修了者数125人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 介護職員数の増加 → 観察できた。 令和5年3月31日時点 介護職員数 43,692人 （1）事業の有効性 本事業により、介護未経験者の介護分野への参入の契機づくりができた。 （2）事業の効率性 介護分野への多様な人材の参入だけでなく、地域住民においても介護に関する知識や技術を学ぶ機会となった。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 5-13 (介護分)】 潜在的有資格者等再就職支援事業	【総事業費】 13,521 千円
事業の対象となる区域	県内全高齢者福祉圏	
事業の実施主体	茨城県 (委託先: 茨城県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和元年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度】 ・介護職員数 36,514 人 → 41,929 人 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度】 ・介護職員数 42,001 人 → 47,012 人	
事業の内容(当初計画)	介護福祉士及び介護職員初任者研修修了者等の資格保持者について、現在の状況を調査し、福祉人材センターへの届出を促すことにより、離職者を把握する。 離職後も求人情報や研修について情報提供する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	潜在介護福祉士等登録者数 528 人	
アウトプット指標 (達成値)	潜在介護福祉士等登録者数 531 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 介護職員数の増加 → 観察できた。 令和 5 年 3 月 31 日時点 介護職員数 43,692 人 (1) 事業の有効性 離職後も求人情報等の情報提供を行い、潜在介護職員の再就職に向けて支援することができた。 (2) 事業の効率性 潜在介護職員からの登録届出の提出と併せて、退職した理由や再就職する際の条件などアンケートを実施することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他	R1:3,574 千円、R2:3,962 千円、R3:2,981 千円、 R4:3,004 千円	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 5-14 (介護分)】 認知症介護等研修事業	【総事業費】 1,070 千円
事業の対象となる区域	県内全高齢者福祉圏	
事業の実施主体	茨城県 (委託先: 茨城県老人福祉施設協議会)	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人が住み慣れた地域において、安心して自分らしく生活できるよう、地域における認知症介護の充実強化を図る。 アウトカム指標： 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度】 ・介護職員数 36,514 人 → 41,929 人 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度】 ・介護職員数 42,001 人 → 47,012 人	
事業の内容 (当初計画)	①認知症対応型通所介護事業所等の管理者となる者が、必要な知識を修得するための研修を実施。(年3回) ②指定小規模多機能型居宅介護事業所等の代表となる者が、必要な知識を修得するための研修を実施。(年1回) ③指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、必要な知識を修得するための研修を実施。(年2回) ④認知症介護指導者養成研修修了者が最新の知識を修得するための研修に派遣。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	①認知症対応型サービス事業管理者研修の実施 (令和4年度末の受講者数(累計): 2,550人) ②認知症対応型サービス事業開設者研修の実施 (令和4年度末の受講者数(累計): 320人) ③小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施 (令和4年度末の受講者数(累計): 530人) ④認知症介護指導者フォローアップ研修への派遣 (令和4年度の派遣者数: 1人)	
アウトプット指標 (達成値)	①研修の実施 年2回 受講者数: 73人 (累計: 2,510人) ②研修の実施 年1回 受講者数: 17人 (累計: 318人) ③研修の実施 年2回 受講者数: 20人 (累計: 519人) ④研修への派遣 受講者数: 0人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 介護職員数の増加 → 観察できた。 令和5年3月31日時点 介護職員数 43,692人	

	<p>(1) 事業の有効性 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に配慮し、各研修の対象者に対し必要な知識を習得するための研修を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 受講者の募集に関して、市町村介護保険担当課の協力及び県HPへの掲載により、より多くの受講希望者に研修実施を周知した。</p>
その他	